

門真市いじめ防止基本方針

【改訂版】

令和8年8月
門真市

はじめに

「いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」 この考えのもと、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月 14 日 最終改定。以下「国基本方針」という。）を踏まえ、平成 31 年 4 月に「門真市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定して以降、本市では学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを取り巻く環境がここ数年で劇的に変化するなか、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に弛まぬ努力を続けてまいりました。

GIGA スクール構想によって学校にデジタル環境が整備され、門真市においても「令和の日本型学校教育」を推進するなかで、子どもたちもパソコン・インターネットを活用するなど、教育活動の可能性が広がりました。一方、社会の情報化により、SNS 等による深刻ないじめの潜在化という新たな課題を生み出しました。今、暴力等の生徒指導諸課題を含め、子どもたちの発する SOS を見逃さない迅速な対応が強く求められています。

こうした情勢を踏まえ、国においては「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂や様々な通知を重ねてきました。本市としても、これら国の最新の動向を反映させ、事案を学校内だけで抱え込まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察等の関係機関とも連携し、何よりも被害児童・生徒や保護者の思いに寄り添うより良い体制を構築するため、このたび本方針を改訂しました。

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、決して許されない重大な人権侵害です。本市は本方針の改訂も踏まえ、「いじめを絶対に許さない」という強い決意のもと、市・市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関が一層緊密に連携し、すべての子どもたちが安心して学び、笑顔で過ごせる学校環境の実現に邁進してまいります。

令和 8 年 8 月
門真市教育委員会

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な進め方

- 1.1 いじめ防止対策推進法といじめの定義 1
 - 1.1.1 法について／ 1.1.2 いじめの定義／ 1.1.3 いじめの重大事態
- 1.2 基本理念及び基本的な考え方 3
 - 1.2.1 いじめの未然防止／ 1.2.2 いじめの早期発見／ 1.2.3 いじめへの対処／ 1.2.4 家庭・地域・関係機関との連携

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

- 2.1 市及び市教育委員会が実施する施策 5
 - 2.1.1 市基本方針の策定／ 2.1.2 「門真市いじめ問題対策連絡協議会」の設置・運営／ 2.1.3 「門真市立学校いじめ防止対策審議会」の設置／ 2.1.4 市立小中学校・義務教育学校への支援／ 2.1.5 相談体制の充実及び周知
- 2.2 市立小中学校・義務教育学校において実施する施策 6
 - 2.2.1 学校いじめ防止基本方針の策定／ 2.2.2 いじめの防止等の対策のための組織の設置／ 2.2.3 いじめの未然防止の取組／ 2.2.4 いじめの早期発見の取組／ 2.2.5 いじめに対する措置及び支援・指導／ 2.2.6 いじめの解消
- 2.3 重大事態への対処 9
 - 2.3.1 重大事態の定義／ 2.3.2 重大事態の報告／ 2.3.3 調査の主体と組織 2.3.4 事実関係を明確にするための調査の実施／ 2.3.5 調査結果の報告及び提供／ 2.3.6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置／ 2.3.7 重大事態への対応チャート

第3章 いじめの防止等のための対策の取扱い

- 3.1 方針、取組について 13
 - 3.1.1 市基本方針の見直しと位置づけ／ 3.1.2 学校基本方針、取組の検証及び見直し
- 3.2 関連法規等 13

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な進め方

1.1 いじめ防止対策推進法といじめの定義

▶1.1.1 法について

いじめの問題に対峙し、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立した。国基本方針には「いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」であり、「いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚」しなければならないと示されている。

▶1.1.2 いじめの定義

「いじめ」とは、法において以下のように定義されている。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 第2条）

この場合、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童・生徒との何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。その際、学校の主観で「単なるケンカやふざけ合い」と判断せず、児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめとして認知しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

▶1.1.3 いじめの重大事態

いじめによる児童・生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、法及び国基本方針に基づく対応を徹底するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省、令和6年8月改定。以下「ガイドライン」という。）が定められた。重大事態とは、法において以下のように定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（法 第28条第1項）

このように、重大事態とは「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指し、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する、と示されている。

なお、重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

1.2 基本理念及び基本的な考え方

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(法 第3条)

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

▶1.2.1 いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえると、いじめ問題を克服するためには、すべての児童・生徒を対象とした未然防止の観点が重要である。そのためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割や責任を自覚すること。また、すべての子どもに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合い、他者の思いや願いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけさせ、いじめを許さない集団づくりを進めていくなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

▶1.2.2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすること等を踏まえると、すべての大人が子どもの小さな変化に気付く力を高めるとともに、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、市教育委員会や学校においては、いじめ問題に対応する組織力の充実に努めていくとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、

児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭等と連携して見守ることが重要である。

▶1.2.3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校はいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を最優先に確保して詳細を確認するとともに、一部の教職員で抱え込まず校内いじめ防止対策委員会等で組織的に情報を収集し、適切に記録しつつ、いじめ認知等の対応を行うことが重要である。また、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認し、組織的な対応を行うとともに、いじめは絶対に許されないということを毅然とした姿勢で示しながら、加害児童・生徒の人格の成長を旨とした粘り強い指導を行う必要がある。さらに、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を行うことが、被害児童・生徒を守りケアする上でも、加害児童・生徒への指導を行う上でも重要である。

▶1.2.4 家庭・地域・関係機関との連携

学校の内外を問わずいじめを未然に防ぐためには、学校だけでなく家庭・地域、関係機関などすべての関係者が適切に連携・協働し、それぞれの立場から責務を果たすなど、社会全体が一体となって取り組むことが重要である。

これを踏まえ、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

2.1 市及び市教育委員会が実施する施策

▶2.1.1 市基本方針の策定

市及び市教育委員会は、法第12条に基づき、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処、関係機関との連携、重大事態への対処等について記述した「市基本方針」を定める。

▶2.1.2 「門真市いじめ問題対策連絡協議会」の設置・運営

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「門真市附属機関に関する条例」（令和7年3月 最終改定。以下「附属機関条例」という。）において、学校代表、門真警察署、大阪府中央子ども家庭センター、大阪府枚方少年サポートセンター、門真地区少年補導補助員、門真地区人権擁護委員、市人権市民相談課、市教育委員会その他の関係者により構成される「門真市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- 門真市立小学校、中学校及び義務教育学校における児童・生徒のいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。
- いじめの防止等に関して、意見交換及び連絡調整をすること。

▶2.1.3 「門真市立学校いじめ防止対策審議会」及び「門真市いじめ重大事態調査委員会」の設置

市立学校におけるいじめの防止等の対策の実効的实施と、いじめの重大事態が発生した際の調査等を行うため、附属機関条例に定める市教育委員会の附属機関として、「門真市立学校いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という。）及び「門真市いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

「審議会」は、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、弁護士、心理・福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で構成し、その公平性・中立性を確保する。「調査委員会」は、重大事態であって特に必要と認めるものに係る事実関係を明確にするために設置され、弁護士、心理・福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で構成し、審議会との密接な連携のもと、調査を行う。

▶2.1.4 市立小中学校・義務教育学校への支援

- 「学校いじめ防止基本方針」の検証・改善やいじめ防止取組の推進等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供を行う。
- いじめ事象が発生した際には、校内いじめ防止対策組織を中心に情報の迅速な共有や聴き取り調査等による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断等が適切に行われるよう、市教育委員会として適切な指導・助言を行う。また、必要に応じて指導主事の派遣や、心理・福祉の専門家等の派遣を行い、学校のいじめへの対応を支援する。
- 学校において、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、いじめ問題対応、SOSの出し方・受け取り方、子ども理解、人権教育の推進等を内容とした研修を行い、教職員の資質能力の向上を支援する。
- スマートフォンやSNS等を使いたいじめ事象や犯罪被害等の未然防止や早期解決のため、大阪府教育庁、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構成される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携を推進するとともに、情報モラル教育に関する専門家の招聘等についての情報を適切に周知するなどして、学校におけるインターネットを通じたいじめへの対応を支援する。

▶2.1.5 相談体制の充実及び周知

- いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。
- いじめ事象に関する実態調査を行い、いじめ問題に対する取組の充実を図るためにいじめに関するアンケート調査を定期的実施する。

2.2 市立小中学校・義務教育学校において実施する施策

▶2.2.1 学校いじめ防止基本方針の策定

市立小中学校・義務教育学校は、法第13条に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

- 「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、相談体制、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、重大事態への対処などについて記述する。
- 「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を確認できるような措置を講ずるとともに、入学時や各年度の開始時等には広く周知する。

▶2.2.2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

市立小中学校・義務教育学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

- 「学校いじめ対策組織」は、当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、警察関係者等、その他の関係者を加え組織の充実を図る。
- 「学校いじめ対策組織」は、校内で生起している問題を組織として共有するため、事案の有無にかかわらず、定期的に情報共有の場として設けることが望ましい。
- 「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担うものとする。

【未然防止】

- *いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- *いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- *いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- *いじめに係る情報（疑いも含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- *いじめの被害児童・生徒に対する支援や加害児童・生徒に対する指導等の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- *取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- *年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- *学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

▶2.2.3 いじめの未然防止の取組

- 発達支持的生徒指導を推進し、すべての児童・生徒の自己指導能力を高め、社会性を身に付けさせることを通していじめを行わない、許さない子どもの育成を図る。
- 道徳教育や人権教育を推進し、すべての児童・生徒が「ちがいを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを図る。

○教職員の不適切な認識や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

▶2.2.4 いじめの早期発見の取組

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。
- 「いじめに関するアンケート調査」だけではなく、教育相談、個人ノート等も活用し、学校の実情に応じたいじめの実態把握を行う。
- いじめの相談窓口の周知を行い、児童・生徒及びその保護者がいじめに関して相談できる体制を整える。
- インターネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動を行うとともに、必要に応じて、早期からの警察相談や市教育委員会との連携により対応する。また、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図る。

▶2.2.5 いじめに対する措置及び支援・指導

- いじめの発見・相談を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的にいじめの事実の確認や、いじめの認知を行い、対応方針を決定する。
- いじめ事象の内容によっては、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関・専門家等との連携を図る。
- いじめを受けた児童・生徒の安全を最優先に確保するとともに、状況や心情を聴き取り、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家とも連携し、心身の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導し、自らの行為の問題や責任を自覚させる。また、当該児童・生徒が抱える問題など、いじめを行った背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の成長に配慮する。
- いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。はやしたてるなど同調していた「観衆」もいじめ加害者であり、また、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童・生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。

▶2.2.6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察する。

2.3 重大事態への対処

▶2.3.1 重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(法 第28条第1項)

一については、例えば、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

▶2.3.2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生したときは速やかに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府教育庁を通して文部科学省に報告・相談する。

▶2.3.3 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの重大事態報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかを判断する。

①学校が主体となって行う場合

「学校いじめ対策組織」が調査を行う。市教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を行う。

その際には、市教育委員会内に設置する附属機関「審議会」が、必要に応じて「調査委員会」と連携して調査を行う第三者委員会方式もしくは指導主事等のほか専門家が参画した教育委員会等方式により調査を行う。

▶2.3.4 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいう。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査しつつ、整理するよう努める。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

▶2.3.5 調査結果の報告及び提供

○調査結果の内容については、学校が調査の主体となった場合も含め、市教育委員会から市長に報告を行う。

○学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、他の児童・生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切な方法により提供する。

▶2.3.6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

i) 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する際には、市長の附属機関として「門真市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を設置する。「再調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

iii) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果をふまえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処等のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

重大事態

2.3.7 重大事態への対応チャート

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ事案の発生・兆候の把握

即時

学校いじめ対策組織

情報の集約、共有

- ・児童・生徒の安全・安心の確保
- ・被害、加害及び関係児童・生徒への事実確認
- ・被害保護者への丁寧な説明と意向確認

【初期判断】

通常のいじめ事案

- ・被害への支援プラン
- ・加害への指導プラン
- ・関係者への対応プラン
- ・再発防止プラン

犯罪行為の疑い

- (暴行や恐喝、SNSでの画像拡散や誹謗中傷等)
- ・左記対応に加え、警察等の関係機関との情報共有・連携
 - ・重大事態の可能性検討

重大な被害の疑い

- (いわゆる1号・2号)
- ・重大事態(疑いを含む)の可能性のあるものとして、市教育委員会に報告

報告

市教育委員会

学校からの報告を受け、重大事態の場合、事案の調査を行う主体について判断する

重大事態報告

市長

国

学校主体の調査

○学校いじめ対策組織

- ・詳細調査に向けての対応検討

※必要に応じて、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された専門家を派遣する

市教育委員会主体の調査

①第三者委員会方式

- ・審議会(必要に応じ調査委員会)による調査

②教育委員会等方式

- ・指導主事等のほか、専門家が参画した調査

説明
情報提供

調査結果の
報告

被害及び加害
児童生徒・保護者

説明
情報提供

市教育委員会

調査結果
報告

市長

国

必要があると認めた場合

門真市いじめ問題再調査委員会

〔市長の下に設置〕

再調査結果
報告

報告

市議会

第3章 いじめの防止等のための対策の取扱い

3.1 方針、取組について

▶3.1.1 市基本方針の見直しと位置づけ

市教育委員会は、「市基本方針」並びに「市基本方針」に定めるいじめ防止等の取組みが適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本方針に定めのない事項、及びいじめ事案への具体的な対処、重大事態の調査手続き等にあたっては、いじめ防止対策推進法、国の『いじめ防止基本方針』並びに文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』等の定めに従い、適切かつ迅速に対応するものとする。また、国が発出する最新の通知等に基づき、常に実効性のある柔軟な運用を図る。

▶3.1.2 学校基本方針、取組の検証及び見直し

学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校の実情に即し十分に機能しているかを検証し、必要に応じ「学校基本方針」の見直しを図るものとする。

3.2 関連法規等

◇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

◇いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年文科省大臣決定 平成29年改訂）

◇いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年文科省 令和6年改訂）

◇不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年文科省）

◇不登校重大事態に係る調査の迅速な着手について（令和4年文科省）

◇いじめへの対応に係る学校と警察との連携の徹底について（令和5年文科省・警察庁 共同通知）

◇いじめ防止対策の更なる強化等について（令和6年文科省）

◇新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（令和7年文科省）

◇SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について（令和8年文科省通知）